

民商だより



川越・東松山民主商工会 2020年12月23日 NO.43

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

商売継続を諦めない！業者支援強化の声を大きく集めよう 商売つなく給付金の継続を 来年も仲間を増やして国や自治体に要望強化を

2020年はコロナウイルスが猛威を振るう中、中小業者が商売継続のため奮闘をした年でした。消費税の10%増税、2019年の台風19号被害の影響で景気悪化が続く中、コロナウイルスのパンデミックにより、経済活動は一変することとなりました。

民商では国や自治体に対して要請を繰り返し行い、5月にはコロナに苦しむ事業継続への支援となる持続化給付金、7月には経費には支援しないと国を動かす、家賃支援給付金が新設。

埼玉県では、緊急事態要請に伴う営業自粛に対する支援金申請を開始し、200名を超える会員が申請。各自治体も、売上が下がった業者に対する支援金を創設しました。

コロナ融資や補助金の申請、払いきれない税金に対するコロナ徴収猶予申請などの相談で、900件を超える相談が民商に寄せられました。

47名が新たに入会 申請がわからない業者が多数いる

春と秋になんでも相談会を開催。「どこに相談していいかわからなかった」との声が多く聞かれました。一緒に申請して給付金が受給され、これで商売続けられると未来の活力へとつながりました。

「申請が出来ない仲間がいる」と、給付金を申請した会員さんが知り合いを紹介。新たに入会した47名の新会員さんの内、7割が会員からの紹介で民商の仲間になっています。

3年間実質金利0円 コロナ融資の条件緩和で「なんとか商売続けられる」

売上5%減で3年間実質金利0円となるコロナ融資の申請が進んでいます。全国商工新聞に掲載された吉見の村田さん(88歳)を始め、今までなら断られていた方の融資が実現しています。

中小企業庁は今年8月、直近1カ月の売上減少を対象としていた条件を、直近6カ月平均での比較も対象とする方針を発表し、現在実行されています。これにより、今までコロナ融資条件に当てはまらなかった方も、対象となる場合があります。

それでも支援は足りない 春の運動「商売続けて、仲間を増やして」業者支援の拡充を

現在、コロナ感染者数が急速に増え続けています。国は年末年始の行動自粛を訴えていますが、事業者に対する支援策は打ち出されていません。

持続化給付金の延長や継続、新たな支援策を求める声を大きく集める必要があります。そのためには、仲間増やしと共に会員の皆さんの「商売継続を諦めない意思」が重要です。

民商では同じ状況の仲間が好きな商売の継続へ頑張っています。春の運動で仲間を増やし、商売継続ができる経済社会の構築へ、全力を注ぎましょう。



事業用資産に対する固定資産税・都市計画税の減免が申請できます

コロナウイルスの影響による事業収入の減少幅に応じ、これから発生する2021年度の事業用固定資産税・都市計画税がゼロ、若しくは1/2になります。

【申請条件】

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同月比で30%以上減少している方。自治体の償却資産申告も必要です。

【申請までの流れ】

事業用とされているかどうかの判定のため、認定支援機関の確認が必要です。各地の銀行、信用金庫、商工会議所・商工会、税理士、農協などが認定支援機関となっています。減免申請書へ認定機関に記載をしてもらいます。

減免の申請書は各自治体で用紙が異なります。決算書・確定申告書、収支内訳書・青色申告決算書、収入の減少がわかる帳簿類、資産が事業用とわかる資料などを用意します。

【申請期限】

2021年2/1までに自治体に申請します。収入が50%以上減少している場合全額免除、30%以上50%未満の場合は1/2免除となります。

【減免対象となる固定資産税、償却資産税】

- 事業に有する建物（住居と一緒に場合は事業用部分。共用部分は按分で計算）
- 償却資産（アパート経営などの方の建物、事業用部分の外構工事・内装工事、飲食業の業務用冷蔵庫、建設用機械、看板など事業用で用いるもの）

【減免対象とならないもの】

- 事業用の土地に対する固定資産税
- 居住用の固定資産税になるもの
- トラック等の車両など、自動車税の支払いがあるもの

【減免申請となる例】

- 賃貸用アパートの固定資産税や、持ち店舗分の固定資産税
- 工場用機械などの償却資産税
- 1階が工場、2階が住居となっている場合の1階部分の固定資産税（申告書での経費按分がわかる内訳書などの資料が必要）
- 居住用持ち家の、1部屋が事業用事務所である場合の1部屋分の固定資産税（申告書での経費按分がわかる内訳書などの資料が必要）

年末調整相談会（コロナ蔓延防止のため完全事前予約制となります）

- 12/28（月）10時～12時、13:30～16時（民商川越事務所）
 - 1/6（水）10時～12時、13:30～16時（東松山市民文化センター）
 - 1/12（火）10時～12時（民商川越事務所）
13:30～16時（東松山 唐子市民活動センター）
 - 1/18（月）10時～12時、13:30～16時（民商川越事務所）
- ★源泉税の納付期限は、来年1/20までとなっています。

1月の日程 自主計算 13:30～16:00 毎週木曜日。1月は1/7、21を川越事務所、1/14、28に東松山セブンにて開催します。事前に予約をください。

★事務所来場の際には事前にご連絡をください。

1/7（木）三役会 1/9（土）埼商連決起集会（Zoom） 1/13（水）理事会

★民商事務所、年内は12/29まで。年始は1/5から開始します。